

平成 27 年 8 月 19 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目 19 番 15 号
株 式 会 社 オウケイウェイヴ
代表取締役社長 兼 元 謙 任
(コード番号:3808 名証セントレックス)
問い合わせ先 取締役経営管理本部長 野 崎 正 徳
電 話 番 号 03-5793-1195

定款の一部変更及び役員人事内定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更の件及び監査役選任の議案を平成 27 年 9 月 26 日開催予定の第 16 回定時株主総会に付議することにいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更されたことから、適任者を確保し、それぞれ期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に基づき、現行定款第 29 条(取締役の責任免除)及び第 39 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

なお、定款第 29 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 後 定 款
(取締役の責任免除) 第 29 条 (条文省略) ② 当 会 社 は、会 社 法 第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間で、 <u>任務を怠ったこと</u> による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第 29 条 (現行通り) ② 当 会 社 は、会 社 法 第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役</u> (<u>業務執行取締役等である者を除く</u>)との間で、 <u>任務を怠ったこと</u> による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

現 行 定 款	変 更 後 定 款
(監査役の責任免除) 第 39 条 (条文省略) ② 当 会 社 は、会 社 法 第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間で、任 務 を 怠 っ た こ と に よ る 損 害 賠 償 責 任 を 限 定 す る 契 約 を 締 結 す る こ と が で き る。た だ し、当 該 契 約 に 基 づ く 損 害 賠 償 責 任 の 限 度 額 は、100 万 円 以 上 で あ ら か じ め 定 め た 額 又 は 法 令 が 規 定 す る 額 の い ず れ か 高 い 額 と す る。	(監査役の責任免除) 第 39 条 (現行通り) ② 当 会 社 は、会 社 法 第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役</u> との間で、任 務 を 怠 っ た こ と に よ る 損 害 賠 償 責 任 を 限 定 す る 契 約 を 締 結 す る こ と が で き る。た だ し、当 該 契 約 に 基 づ く 損 害 賠 償 責 任 の 限 度 額 は、100 万 円 以 上 で あ ら か じ め 定 め た 額 又 は 法 令 が 規 定 す る 額 の い ず れ か 高 い 額 と す る。

3. 定款変更の日程

定款変更の株主総会開催日	平成 27 年 9 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 9 月 26 日 (予定)

4. 監査役選任の理由

平成 27 年 9 月 26 日開催予定の第 16 回定時株主総会をもって、監査役本多昭次が任期満了となります。このため、監査役 1 名を選任するものです。候補者は以下のとおりであります。

5. 監査役候補者

氏名	現職
本多 昭次【重任】	株式会社竹中パートナーズ シニアアドバイザー オスカーテクノロジー株式会社 監査役

本多昭次氏は、社外監査役候補者であります。

以 上